2021 スペシャルレース

Challenge Tokyo Para 42.195km in 立川

大会要項

１．開催主旨:　パラリンピックの車いすマラソンは各国３名が出場できるが、現在、日本代表に内定しているのは男子１名、女子０名である。2021 年４月１日付けの世界ランキングで代表が選ばれることから、東京パラリンピック車いすマラソン競技の選考会の位置づけとして、選手には最後のチャンスとして陸上自衛隊立川駐屯地内でのフルマラソンを実施する。

２．主　催：一般社団法人日本パラ陸上競技連盟

３．共　催：公益財団法人東京陸上競技協会

４．主　管：特定非営利活動法人立川市陸上競技協会

５.後　援:立川市教育委員会、立川商工会議所、特定非営利活動法人立川市体育協会、陸上自衛隊立川駐屯地、(予定)

６．公　認：世界パラ陸上競技連盟(WPA)

※このレースでの記録はパラリンピックの参加標準記録として認められるだけでなく、世界記録、アジア記録の対象となる。

７．協　賛：株式会社オージーケーカブト、ＳＥＮＫＥＮ株式会社

８．協　力：立川市

９．開催日：2021 年３月７日(日)　スタート午前 10：00 男女同時（予定）

10．種　目：T53/54　車いすマラソン(42.195 ㎞)

11．コース：陸上自衛隊立川駐屯地内コース

（日本陸連公認コース・WA 認証コース取得予定）

12．競技規則：World Para Athletics 競技規則（大会開催日に適用となる最新の WPA 競技規則）及び別に定める本大会競技注意事項等による。

参加するすべての選手に WPA 競技規則の広告に関する規程が適用される。

13．参加制限と人数：2019/2020 年ワールドランキングで下記記録以内の資格保持者

○　男子　１時間 40 分（またはハーフ 49 分 00 秒）　15 名以内　（予定）

○　女子　１時間 50 分（またはハーフ 54 分 00 秒）　５名以内　（予定）

○ このほか強化委員会が特別に認める者

総参加人数 20 名以内　（予定）

14. 参加選手の資格：日本パラ陸連登録者で、かつ、IPC 登録済でステータスＣの者
※選手の介助を行う介助者については、選手１名につき１名までとする。なお、介助者に対しても体調管理表の提出を義務づける。

15. 参加料：　5,000 円

16. ドーピング検査：本大会では、ドーピング検査を実施する。

17. 申込方法：日本パラ陸連・強化委員会において受付

18. 参加を認める基準：選手、介助者及び競技運営関係者（競技役員、ボランティア等）（以下、「選手及びスタッフ等」とする。）の大会への参加等を認める基準について、下記①から③までの基準に１つでも該当する場合、参加を認めない。 また、取材する報道関係者についても同様とする。
①大会前日及び当日（スタッフ等においては業務従事当日）に、体調管理表を提出できない場合
②体調管理表において、直近２週間の間に感染疑い症状が見られる場合
③大会前日及び当日（スタッフ等においては業務従事当日）時点で、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者として、行政から自宅待機を要請され、健康調査が行われている者

19. 表　彰：順位表彰はおこなわない。ただし記録誕生時には特別表彰を行う。
参考：世界記録　　1 時間 20 分 14 秒
　　　アジア記録　1 時間 21 分 52 秒

20. 注意事項：①自衛隊立川駐屯地内は許可をされた者しか入場ができない。別途発行するＡＤカードで場内での識別をする。選手はアスリートビブス(ナンバーカード)と併用して使用する。
②レースは 2 時間 30 分で終了とする。(検討中)
③スタートのラインナップは技術代表(TD)が決定する。スタート時は、密集・密接の状況を避けるため競技役員の指示により間隔をあけて並ぶこと。
④選手は、競技規則の定めに従い、アスリートビブス及びステッカーを貼付すること。

21. そ の 他 : ①競技中の事故により負傷した場合、応急処置は主催者において実施するが、治療費は原則として選手の負担とする（健康保険証を持参すること）。

②競技中の事故等に備え、主催者において、選手及びスタッフ等を対象とする保険に加入する。保険の内容については、別途示すこととする。

③主催者は、選手及び競技運営関係者が新型コロナウイルス感染症等に感染した場合にあっては、いかなる責任も負わないこととする。

④観戦及び応援の自粛として、大会は無観客で実施する。

⑤個人情報の取扱いについて

主催者及び大会事務局は個人情報保護に関する法令を遵守する。

なお、取得した個人情報は参加資格の審査、プログラム編成及び作成、応援チラシ等の印刷物の作成、報道機関からの問い合わせ、広報活動、記録発表、感染予防対策、並びにその他競技運営に必要な用途に限り利用することがある。

⑥大会開催基準

大会開催の目安となる基準（新型コロナウイルス感染症に係る部分）

下記アからウまでの全ての基準を満たす場合にレースを開催する。

ア．国内において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されイベントの開催自粛要請がなされていないこと

イ．東京都知事による休業要請や外出自粛、感染拡大地域への移動自粛等の要請がなされていないこと

ウ．政府が定める感染状況に関する各種基準等、その他の要素を総合的に勘案し、大会の開催が可能であると判断した場合